ｅｏメッシュ Wi-Fi レンタル規約

株式会社オプテージ
2020 年 10 月 1 日制定

（本規約の適用）

第１条　本規約は、株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）が提供する光ファイバーインターネット接続サービス（以下「ｅｏ光ネット」といいます。）を利用することを目的として、当社よりｅｏメッシュ Wi-Fi のレンタルを受ける者（以下「契約者」といいます。）に適用されるものとします。

２　契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

（本規約の範囲、変更および通知）

第２条　本規約は、契約者と当社との間のレンタル契約（ｅｏメッシュ Wi-Fi のレンタルサービスに係る契約をいい、以下同じとします。）に関する一切の関係に適用します。

２　当社がレンタル契約の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含み、以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

３　当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知します。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

４　当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

（レンタル契約の単位）

第３条　当社は、ｅｏ光ネット１回線ごとに１のレンタル契約まで締結します。

（利用申込をすることができる者の条件）

第４条　本サービスの利用申込をすることができる者は、当社が別に定めるｅｏ光ネットの契約者に限ります。

（注）当社が別に定めるｅｏ光ネットとは、光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス（プラン１（ｅｏ光ネット【ホームタイプ】）およびプラン５（ｅｏ光ネット【メゾンタイプ】）に限ります。）またはｅｏ光ネット【マンションタイプ】会員規約またはｅｏ光【マンションタイプ】所属会員規約で規定されるｅｏ光ネット【マンションタイプ】サービス（グローバル IP アドレスを付与するものに限ります。）とします。

（利用申込の方法）
第５条　本サービスを利用する場合は、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

（利用申込の承諾）
第６条　当社は、前条（利用申込の方法）による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点でレンタル契約が成立するものとします。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。
(1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
(2) 第４条（利用申込をすることができる者の条件）に規定する条件に満たさないとき。
(3) その他、当社が不適切と判断したとき。

（レンタル契約の解除）
第７条　レンタル契約の解除を希望する場合には、当社所定の手続きに従うものとします。
２　当社は、契約者からｅｏメッシュ Wi-Fi の返還を受けた時点でもってレンタル契約を解除するものとします。

（当社が行うレンタル契約の解除）
第８条　当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を解除することがあります。
(1) レンタル料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
(2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
(3) 契約者が、第５条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
(4) 契約者が、ｅｏ光ネットの利用契約を解除された場合。
(5) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。
２　当社は、前項の規定によりレンタル契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（レンタル料金）
第９条　ｅｏメッシュ Wi-Fi の貸与に係る料金は、料金表に定めるレンタル料金を毎月支払うものとします。
２　レンタル料金の課金開始日は、第６条（利用申込の承諾）に規定するレンタル契約の成立日から 10 日後の日が属する月（ｅｏ光ネットと同時申し込みの場合は、ｅｏ光ネットの開通日が属する月）の翌月１日とします。
３　レンタル契約終了月のレンタル料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行

いません。

4　契約者は、レンタル契約期間中にｅｏメッシュ Wi-Fi を利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料金の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

5　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、レンタル料金の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。

（手続きに関する料金の支払い義務）

第 10 条　契約者は、ｅｏメッシュ Wi-Fi のレンタル契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表２．事務手数料（契約事務手数料）に規定する料金を支払うものとします。

　ただし、当社は料金表の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2　ｅｏメッシュ Wi-Fi 引き渡し後の契約者の責めによる事由に基づいて、ｅｏメッシュ Wi-Fi を滅失または毀損した場合で、ｅｏメッシュ Wi-Fi の利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとします。この場合、新たなｅｏメッシュ Wi-Fi の手続きに関する料金として料金表２．事務手数料（変更事務手数料）に規定する料金をお支払いいただきます。

（その他の費用負担）

第 11 条　契約者は、本サービス利用のため、ｅｏメッシュ Wi-Fi の設定・管理に必要となるスマートフォンやタブレット等の電子機器ならびにメールアドレスを用意するものとします。

（ｅｏメッシュ Wi-Fi の引き渡し）

第 12 条　ｅｏメッシュ Wi-Fi の引き渡しについては、当社が指定する宅配業者などにより無償で行うものとします。

（ｅｏメッシュ Wi-Fi の取り替え）

第 13 条　ｅｏメッシュ Wi-Fi 引き渡し後の契約者の責めに帰さない理由に基づいて、ｅｏメッシュ Wi-Fi が正常に作動しなくなった場合、当社は、ｅｏメッシュ Wi-Fi を修理しまたは取り替えるものとします。

2　前項のｅｏメッシュ Wi-Fi の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合には、当社は契約者に通知のうえ、レンタル契約を解除できるものとします。

（ｅｏメッシュ Wi-Fi の使用・保管など）

第 14 条　ｅｏメッシュ Wi-Fi の所有権は当社に属し、契約者は、ｅｏメッシュ Wi-Fi を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

２　契約者は、ｅｏメッシュ Wi-Fi の使用、保管に必要な通信機器などの準備およびセキュリティーに関する設定は自己の負担と責任でもって行っていただきます。

（著作権など）

第 15 条　ｅｏメッシュ Wi-Fi の使用において当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、インターフェイス条件資料、各種ソフトウェア、取扱いマニュアルなどを含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの一切の知的所有権は、当社または当社が指定する者に帰属するものとします。

（禁止行為）

第 16 条　契約者は、ｅｏメッシュ Wi-Fi の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) ｅｏメッシュ Wi-Fi を保管（設置）場所から移動し、または持ち出しすること。
(2) ｅｏメッシュ Wi-Fi を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
(3) ｅｏメッシュ Wi-Fi に貼付された当社の所有権の表示などを除去し、または汚損すること。
(4) ｅｏメッシュ Wi-Fi について質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。

（注）本条第２号に規定する第三者への譲渡については、光ファイバーアクセスサービス契約約款およびｅｏ光ネット【マンションタイプ】利用規約で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

（ｅｏメッシュ Wi-Fi の滅失・毀損）

第 17 条　契約者の責めによる事由に基づきｅｏメッシュ Wi-Fi を滅失、または毀損（所有権の侵害を含みます。）した場合は、契約者は当社に対して、料金表３．（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

（ｅｏメッシュ Wi-Fi の返還）

第 18 条　第７条（レンタル契約の解除）、または第８条（当社が行うレンタル契約の解除）などの規定するレンタル契約の解除などその他の理由によりレンタル契約が終了した場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちにｅｏメッシュ Wi-Fi を当社に返還するものとします。なお、契約者がｅｏメッシュ Wi-Fi を当社に返還する際に契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内に契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）

２　ｅｏメッシュ Wi-Fi の返還費用は、契約者自身で負担するものとします。

３　契約者が第１項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表３．（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。

（免責事項）

第 19 条　当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

２　当社は、本規約に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任およびレンタル料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。

（分離性）

第 20 条　本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

（準拠法）

第 21 条　本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

（特約条項）

第 22 条　契約者は、レンタル契約について別途書面などにより特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完および修正することに同意するものとします。

（紛争の解決）

第 23 条　本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

２　本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

料　金　表

1．レンタル料金

月額

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">単　位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ｅｏメッシュ Wi-Fi レンタル料金</td><td>基本額</td><td>1のｅｏメッシュWi-Fiレンタル契約につき２台まで</td><td>500 円
（税込額　550 円）</td></tr>
<tr><td>加算額</td><td>１台ごとに</td><td>250 円
（税込額　275 円）</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
追加することができるｅｏメッシュ Wi-Fi のレンタル台数は３台までとし、最大５台まで利用することができます。</td></tr>
</table>

2．事務手数料

区　分	料金額
契約事務手数料	2,000 円（税込額　2,200 円）
変更事務手数料	3,000 円（税込額　3,300 円）

3．修復・補填費用

利用年数	料金額
１年目	5,643 円（税込額　6,207 円）
２年目	4,389 円（税込額　4,827 円）
３年目	3,135 円（税込額　3,448 円）
４年目	1,881 円（税込額　2,069 円）
５年目	627 円（税込額　689 円）

（注１）本表に規定する利用年数は、当該ｅｏメッシュ Wi-Fi の提供を開始した日（当社が工事によりｅｏメッシュ Wi-Fi の設置を行なった場合はその設置日とし、また、当社が発送によりｅｏメッシュ Wi-Fi の引き渡しを行なった場合は、当社がｅｏメッシュ Wi-Fi を発送した日の 10 日後の日とします。）の属する月から起算します。

附　則

（実施期日）

この利用規約は、2020 年 10 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

1．この改正規定は、2022 年４月１日から実施します。

2．この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかったサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。